

① (②③以外の場合に使用する基本形)

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置「常駐を免除することができる期間」は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

ただし、現場代理人が本工事と他の工事を兼任している期間は、この緩和措置は適用しない。

(ア) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(イ) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(ウ) 現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

.....
(橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事では、(ウ) 以下を次のように記載)

(ウ) ○○○○の工場製作のみが行われている期間

(エ) 現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

- ② (当初契約金額 2,500 万円未満 (建築工事の場合は 5000 万円未満) の工事において、現場代理人の兼任を認めない場合) に使用)

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置の本工事への適用については、以下のとおりとする。

- 1 本工事は現場代理人の兼任を認めない。
- 2 「常駐を免除することができる期間」に該当する期間について
現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。
 - (ア) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
 - (イ) 工事の全部の施工を一時中止している期間
 - (ウ) 現場が完了 (必要書類は全て提出済) した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

.....

 - (橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事では、(ウ) 以下を次のように記載)
 - (ウ) ○○○○の工場製作のみが行われている期間
 - (エ) 現場が完了 (必要書類は全て提出済) した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

③（近接・隣接工事で現場代理人の兼任を認める場合に使用）

現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書

現場代理人の常駐義務の緩和措置の本工事への適用については、以下のとおりとする。

1 本工事と以下の工事の受注者が同一となった場合は、現場代理人の兼任を認める。

対象工事名：_____

2 「常駐を免除することができる期間」に該当する期間について

現場代理人の常駐を免除することができる期間は以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。

ただし、現場代理人が本工事と上記1の工事と兼任している期間中は、以下の期間であっても常駐を免除しない。

(ア) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(イ) 現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間

.....

(橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事では、(イ)以下を次のように記載)

(イ) ○○○○の工場製作のみが行われている期間

(ウ) 現場が完了（必要書類は全て提出済）した後、竣工検査までの間などの工事現場で作業が行われていない期間で、常駐を要しないと発注所属長が認めた期間